

平成23年 4月 5日  
東北地方整備局

## 補償コンサルタント登録の停止措置について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、株式会社鈴木久測量設計事務所に対して補償コンサルタント登録の停止措置を行いました。

### 登録の停止措置の概要

#### 1. 登録停止措置業者名及び住所

株式会社鈴木久測量設計事務所  
山形県鶴岡市道田町27-26

#### 2. 停止した部門

土地調査部門、物件部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門

#### 3. 停止する期間

平成23年4月15日～平成23年5月14日（30日間）

#### 4. 事実概要

株式会社鈴木久測量設計事務所は、山形県庄内総合支庁が発注した平成22年度街路整備事業（交付金）3・4・3羽黒橋加茂線用地調査等事務委託（その2）において、身分証明書を偽造して、発注者の承諾を得ないで委託業務の一部を受託外業者に請け負わせた。

#### 5. 停止措置理由

身分証明書を偽造して、委託業務の一部を受託外業者に請け負わせ契約違反を行ったことは、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第11条第1項に該当する。

#### 6. 登録の停止措置の効力

登録を停止された者は、停止の期間中は、登録を受けていることを表示してはならない。

#### <参考 補償コンサルタント登録規程>

##### 第11条第1項（登録の停止等）

国土交通大臣は、登録を受けた者がその業務に関し不誠実な行為をした場合には、1年以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部を停止することができるものとする。

<発表記者会：宮城県政記者会、山形県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

#### <問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 電話 022（225）2171（代表）  
用地部  
用地企画課長 倉田 和幸（内線4751）  
用地企画課長補佐 鈴木 龍幸（内線4752）